

ヘルパーステーションあかいわ運営規程

第1条（事業の目的）

ヘルパーステーションあかいわ（以下「事業所」という）が行う訪問介護（第1号訪問事業）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護（第1号訪問事業）を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 一．事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護・その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 二．第1号訪問事業に当たっては特に、利用者の心身機能の改善、環境整備等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 三．事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

- 一．名称 ヘルパーステーションあかいわ
- 二．所在地 岡山県赤磐市日古木3-3-3（ケアハウスあかいわ 1階）

第4条（実施主体）

事業の実施主体は、社会福祉法人 赤磐中央福祉会

第5条（職員の職種・員数・及び職務内容）

事業所に勤務する職種・員数・及び職務内容は次のとおりとする。

- 一．管理者1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務管理を一元的に行う。
- 二．サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者の責務は以下のとおりとする。
 - ① 訪問介護事業の利用の申し込みに係る調整
 - ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する
 - ③ サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携を図る

- ④ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する
- ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況を把握する
- ⑥ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する
- ⑦ 訪問介護員に対する研修、技術指導等を実施する
- ⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する

三. 訪問介護員等

訪問介護員は、常勤換算 2.5 名以上配置する。

訪問介護員等は、訪問介護事業の提供に当たり、訪問介護利用者の状況に応じて随時採用する。

第 6 条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一. 営業日 月・火・水・木・金・土
(但し、12月31日から1月3日までを除く)
- 二. 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- 三. 但し、居宅介護サービス計画に基づき、日曜日の提供及び午前 7 時から午後 8 時の範囲でサービス提供をする事もある。

第 7 条（訪問介護の内容及び利用料等）

訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び第 1 号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護事業が法定代理サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

法定代理受領分以外のサービスについては、介護報酬告示上の額とする。

- 一. 身体介護
 - 食事・排泄・入浴の介護
 - 衣類着脱の介護
 - 身体の清拭・洗髪
 - その他必要な身体介護（通院介護）
- 二. 家事援助
 - 生活必需品の買い物・調整
 - 衣類の洗濯・補修
 - 住居等の掃除・整理整頓
 - その他必要な家事

その他. 個人の買物に係る交通費は、1 kmにつき 25 円とする。

通常事業の実施地域以外の場合、交通費として 1 kmあたり 25 円の実費とする。

訪問介護サービスの利用を当日キャンセルする場合、全額自己負担とする。

第 8 条（緊急時等における対処方法）

訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

第 9 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、赤磐市（旧山陽町・旧赤坂町・旧熊山町）・岡山市（瀬戸町地区・東平島地区・城東台・竹原地区・牟佐地区）とする。

ただし、岡山市は訪問介護のみとする。

第 10 条（衛生管理）

事業所は訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

二. 事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第 11 条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - ④ 前 3 号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 二. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 12 条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

二. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 三. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条（地域との連携等）

事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護等の提供を行うよう努めるものとする。

第14条（その他運営についての留意事項）

- 一. 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るために採用時及び定期的な研修の機会を確保する。
- 二. 事業所は、訪問介護員等に対し定期的に健康診断を実施する。
- 三. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 四. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 五. 事業者は、適切な指定訪問介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 六. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

- この規程は、平成15年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から一部変更施行する。
- この規程は、平成19年 6月 1日から一部変更施行する。
- この規程は、平成20年 2月 1日から一部変更施行する。
- この規程は、平成20年 8月25日から一部変更施行する。
- この規程は、平成27年12月 1日から一部変更施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から一部変更施行する。
- この規程は、令和 元年 8月21日から一部変更施行する。
- この規定は、令和 6年 3月 1日から一部変更施行する。